

職場用

札幌地区ユニオン・全ベルコユニオン 組合員用

心励速報

2010年2月25日発 第5号 発行責任者 山本 功 011-210-0505 Fax011-210-0606

会社の牙と本音を見た!

執行委員長等組合員2名に突然の解雇通知! ワタシに逆らう者はいらぬ! 組合を作る人キライ!



組合員が解雇された職場街にあるベルコ会館!

会社は2月25日午後4時、組合員2名に対して突然書面を手渡し3月31日付けの解雇を通告しました。理由は株式会社すずらの解散のためとしており、2月20日に同社株主総会で解散を決議したとしております。通告された組合員は進藤和行執行委員長と沼倉篤美組合員で何れも平岸の株式会社すずらんに勤務する社員です。解雇を通告したのは株式会社すずらの前田秀彦社長です。組合結成と同時に会社へは要求書を提出していましたが、会社は一切交渉に応じておらず、組合員の存在を確かめる行為を続け、組合に対しては組合員が存在していないので団体交渉には応じられないとしていました。また、電話による直接の団交開催要求に対しても多忙を理由に開催も日程設定もできないと答えていました。その直後の行為がこれです。

労働委員会申立だけではすまない!

派遣法違反 労基法違反 道交法違反 etc

全ベルコユニオンはこの解雇は重大な法律違反であり断固撤回を会社に求めています。人生の喜びと悲しみの両方を全ての方々に最良の内容でコーディネートさせていただくことを生業とする会社の役員が社員に対してこのような脱法行為を強いるとは信じがたい話です。会社にコンプライアンスが求められる時代です。これを機に労働組合が会社の法律違反を正すべきです。派遣法違反、労基法違反(残業未払・最賃違反)、道交法違反、そしてこれら法律違反の基である公文書偽造等、実行者も含め糾弾すべきです。

